

平成二十七年九月 定例会の概要

平成二十七年九月定例会は、九月三日に開会し、二十五日まで二十三日間の会期で開きました。

定例会初日の三日には、市長から提出された議案の上程、説明が行われました。

七日から十日には、十七名の議員が一般質問を行い、十日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案を委員会へ付託しました。

十一日、十四日、十五日及び十七日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十五日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は六議案を可決、四議案を認定、一議案を可決及び認定し、人権擁護委員の候補者の推薦については、田浦文博氏、永石一成氏、宮崎茂都子氏にそれぞれ同意しました。また、委員会提出議案の「義務教育費国庫負担制度二分の一還元を求める意見書」を可決しました。

平成二十六年島原市一般会計歳入歳出決算については決算審査特別委員会を設置し、継続審査として閉会しました。

議会ひとくちメモ (43)



○議決事件とは

議会が行う議決の対象となる事項のことです。

議会の意思決定には、可決、否決、修正、同意、採択、決定などいろいろなものがあります。

議決の対象となるものは、法律、条例、規則等により、法的根拠があるものと、法的根拠を有しない事実上のものがあります。

法令に根拠のある議決事件の議決は、何らかの法的効果が発生します。しかし、法令によつて議決事件とされていない事項については、議決したとしても事実行為にとどまり、政治的効果の有無はともかく、法的効果は発生しません。

○法的根拠を有する議決事件

条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定など地方自治法第九十六条第一項第一号から第十四号までに定める事件。
その他、法律等により議会の権限に属する事項。

○法的根拠を有しない議決事件

議長の不信任決議などの各種決議のように法令等にその根拠を有しない事実上のもの。

会期日程

九月

| | | |
|---------|-----|-----------------------|
| 三日(木) | 本会議 | 委員会審査報告、表決、議案上程、説明 |
| 四日(金) | 休会 | 議案調査 |
| 五日(土) | 休会 | |
| 六日(日) | 休会 | |
| 七日(月) | 本会議 | 一般質問(五名) |
| 八日(火) | 本会議 | 一般質問(五名) |
| 九日(水) | 本会議 | 一般質問(五名) |
| 十日(木) | 本会議 | 一般質問(二名)、議案質疑 委員会付託 |
| 十一日(金) | 委員会 | 付託案件審査(総務委員会) |
| 十二日(土) | 休会 | |
| 十三日(日) | 休会 | |
| 十四日(月) | 委員会 | 付託案件審査(産業建設委員会) |
| 十五日(火) | 委員会 | 付託案件審査(教育厚生委員会) |
| 十六日(水) | 休会 | 議事整理 |
| 十七日(木) | 委員会 | 付託案件審査(予算審査特別委員会) |
| 十八日(金) | 休会 | 議事整理 |
| 十九日(土) | 休会 | |
| 二十日(日) | 休会 | |
| 二十一日(月) | 休会 | |
| 二十二日(火) | 休会 | |
| 二十三日(水) | 休会 | |
| 二十四日(木) | 休会 | 議事整理 |
| 二十五日(金) | 本会議 | 委員会審査報告、議案上程、説明、質疑、表決 |